

下諏訪町教育大綱について

1 策定の目的

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされております。

2 大綱の位置付けについて

下諏訪町は、「第7次下諏訪町総合計画（以下「総合計画」という）」に基づき「小さくてもきらりと光る美しいまち」の実現に向かって、知恵と勇気で未来を切り拓き、夢と希望にあふれた魅力あるまちづくりを目指し、様々な施策に取り組んでいきます。

下諏訪町総合教育会議では、この総合計画の教育に関する「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」を踏まえ、教育行政の重点的に取り組むべき施策を「教育大綱」として位置付けます。

3 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、基本理念により下諏訪町のめざす将来像を明らかにし、将来像を実現するための基本方針となる「施策の大綱」を示すものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための具体的指針であり、基本的施策を体系的に示すものです。

前期基本計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5か年計画とします。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的事業計画であり、実施に関わる年次計画とその財源的裏付けを明らかにするものです。

実施計画は、3か年ごとの計画とし、事業の重要度、緊急度、優先度や社会情勢などを総合的に判断しながら、ローリング方式による見直しを行います。

4 対象期間

対象期間につきましては、法令において特段の定めはなく、町の判断に委ねられておりますので、前期基本計画に合わせることにし、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

